

平成21年4月8日

日本化粧品工業連合会傘下会員各位

日本化粧品工業連合会
広告宣伝委員会委員



テレビ、新聞・雑誌広告における説明文について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、「全国医薬品等広告監視協議会（以下、「六者協」という。）」と「日本化粧品工業連合会」との意見交換の場において、六者協側から「テレビ、新聞・雑誌の広告において、必要な説明の文字が小さいなどのため読めない事例が見受けられる」旨の指摘がありました。

このため、下記のような対応を図ることが適切と考えられますのでご連絡するとともに、会員各位におかれましては本趣旨をご理解いただき、対応方よろしく願います。

敬具

記

テレビ、新聞・雑誌の広告において必要な説明の文字は、大きさ、フォント、配置、コントラスト、色、表示時間（テレビのみ）などに留意し、容易に読めるものであること。

美白、浸透、配合成分特記表現等に必要な説明の文字の大きさ・配置については、原則として以下のとおりとする。

(1) テレビ広告について

広告する側から消費者に訴求したい内容の中で、一番小さい文字の大きさと同等、若しくはそれ以上の文字の大きさとする。ただし、キャッチコピーのみの広告等十分に大きな文字のみの場合は、容易に読める文字の大きさまで小さくすることを可能とする。

(2) 新聞・雑誌広告について

消費者が見やすい場所（注釈をつけた文字の近傍）に配置する。